

令和4年度

川崎市PTA連絡協議会

「PTA総合補償制度」

制度概要と事故処理の手引き

加入書類の提出先

〒210-0011

川崎市川崎区富士見 2-1-3 川崎市教育文化会館 4階

川崎市PTA連絡協議会 事務局

TEL : 044-210-0072

FAX : 044-210-0073

お問合せ（内容、事故等）

〒212-0053

川崎市幸区下平間 214-1 フロール川崎下平間 2-107

株式会社 川崎保険センター

TEL : 044-520-9771

FAX : 044-520-9772

（月～金 午前9:00～午後6:00）

土・日・祝日・年末年始・夏季休暇を除く

●この手引きは補償制度の概要、事故手続きの流れをご案内するものです。

詳細については取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご契約に際しては重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・意向確認）を必ずご覧ください。

目次

1. P T A 総合補償制度の概要	
(1) 補償内容	P3
(2) 保険期間	P3
(3) 保険金額と保険料	P4
(4) 保険金をお支払いする場合	P4～P5
(5) 保険金をお支払いできない主な場合	P5
(6) 傷害保険の補償対象者（被保険者）	P5
2. 事故発生時の対応	
(1) 事故報告・保険金請求手続きの流れ	P6
(2) 提出書類※	P7
3. Q & A と事例	
(1) Q & A	P8～P9
(2) 事例	P10
4. 引受保険会社・取扱代理店・扱者について	P11
5. 個人情報情報の取扱いについて	P11
※提出書類（様式 1～3）	P12～P14

1. P T A 総合補償制度の概要

P T A 総合補償制度は、P T A の皆様の「安心できるP T A 活動」を目指し、各校P T A の会員（保護者・教職員）やP T A が事前に行事参加を認めた方および児童・生徒に生じる事故に対し、総合的な補償を提供する制度になります。

傷害保険普通保険約款+P T A 団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約

賠償責任保険（個人用）普通保険約款+P T A 特別約款+児童・生徒補償対象外特約

（1）補償内容

P T A 会員（保護者・教職員）等の傷害事故について

P T A 会員（保護者・教職員）とその同居の親族、P T A が事前に参加を認めた方が、P T A 主催・共催の行事※1に参加中（自宅から活動場所への往復途上を含む）の急激かつ偶然な外来の事故でのケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含む。）

児童・生徒の傷害事故について

児童・生徒が、P T A 主催・共催の活動に参加中（自宅から活動場所への往復途上を含む）に急激かつ偶然な外来の事故でのケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含む。）
但し、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの定める給付対象となる場合は除きます。

各校P T A の賠償責任について（オプションプラン ※2）

日本国内におけるP T A 管理下※3で、各校P T A が次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- P T A 活動※1の遂行中に、管理上のミス等で第三者の身体、財物に損害を与えた場合
- P T A が他者から借りたスポーツ用具等をP T A や生徒が損壊・紛失したり、盗難にあった場合

※1：日本国内でP T A が企画・立案し、主催または共催する行事（賠償責任補償は主催する行事のみ対象）、活動でP T A 総会、運営委員会等がP T A 会則に基づいた手続きを経て決定した行事

（例）P T A 役員会・総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール

※2：P T A 賠償責任保険はオプションプランに加入の学校のみ適用されますのでご注意ください。

※3：P T A の指揮、監督、指導下でのP T A 活動中（自宅から活動場所への往復途上は対象外）

（2）保険期間

令和4年7月1日午前0時から

令和5年7月1日午後4時までの1年間

(3) 保険金額と保険料 ※各校 PTA で加入したプランの箇所をご確認ください。(保険期間：1年間)
 (単位 PTA 毎に全員を被保険者とする場合)

補償内容		Aプラン	Bプラン
傷害	死亡保険金	212万円	279万円
	後遺障害保険金 (障害等級により)	約8.48～212万円	約11.16～279万円
	入院保険金 日額(180日限度)	2,500円	3,000円
	手術保険金(1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって)	10倍・5倍 (入院中・入院中以外)	10倍・5倍 (入院中・入院中以外)
	通院保険金 日額(90日限度)	1,500円	2,000円
	制度掛金(保険料・1世帯あたり)		71円
賠償	対人賠償(自己負担額：1千円)	1回の事故につき 1名あたり支払限度額5,000万円 ／1事故あたり支払限度額2億円	
	対物賠償(自己負担額：1千円)	1回の事故につき 1事故あたり支払限度額5,000万円	
	保管物賠償(自己負担額：5千円)	1回の事故につき 1事故あたり支払限度額10万円 ／年間あたり支払限度額500万円	
	提供飲食物危険補償	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額	
諸費用	法律相談・クレーム対応費用補償	弁護士費用 1事故100万円 保険期間中 1億円	
制度掛金(保険料・児童・生徒1名あたり)		11円	

(4) 保険金をお支払いする場合

種類	概要	
傷害保険	死亡保険金	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、ご契約の死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。※既に後遺障害保険金をお支払いの場合、その金額を死亡・後遺障害保険金額から差し引いてお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご契約の死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、入院した場合、入院日数 1 日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。
	手術保険金	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご契約の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術：10倍・入院を伴わない手術：5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について1回の手術に限り、2回以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。
	通院保険金	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため通院した場合(往診を含む)、通院日数 1 日につきご契約の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日以内の実際に通院した日数のうち 90 日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱など所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した時は、装着した日数について通院したものとみなします。

賠償 保 険	対人賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合、被害者1名につき5,000万円、1回の事故につき2億円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1千円)
	対物賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき5,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1千円)
	保管物賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、被保険者が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員または生徒が損壊、紛失した、または盗まれ、法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき10万円を限度、年間あたり500万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故5千円)

※傷害保険は、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた場合も補償します。

※賠償保険でお支払いする保険金は以下の通りです。(引受保険会社の事前承認が必要です)

- (1) 被害者に支払う損害賠償金 (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
- (3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬

※賠償金額の決定に際し事前に引受保険会社の承認が必要です。その際に、引受保険会社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことが出来ませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

傷害保険	<p>次のいずれかの事由によって被ったケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・ 被保険者が自動車、バイク（原付自転車含む）等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ・ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ・ 被保険者に対する外科的手術等の医療処置（保険金をお支払いするケガの治療を除く） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 戦争、革命、内乱、暴動 ・ 放射線照射、放射能汚染 ・ 被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ・ 被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク等による競技・競争・興行中（練習中含まれます。）に生じた事故 ・ 被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故 ・ 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ <p style="text-align: right;">…など</p>
賠償保険	<p><PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任><保管物に係わる損害賠償責任>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、革命、内乱、暴動 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・ PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 <p><PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・ 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・ 被保険者の占有を離れた物 <p><保管物に係わる損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">…など</p>

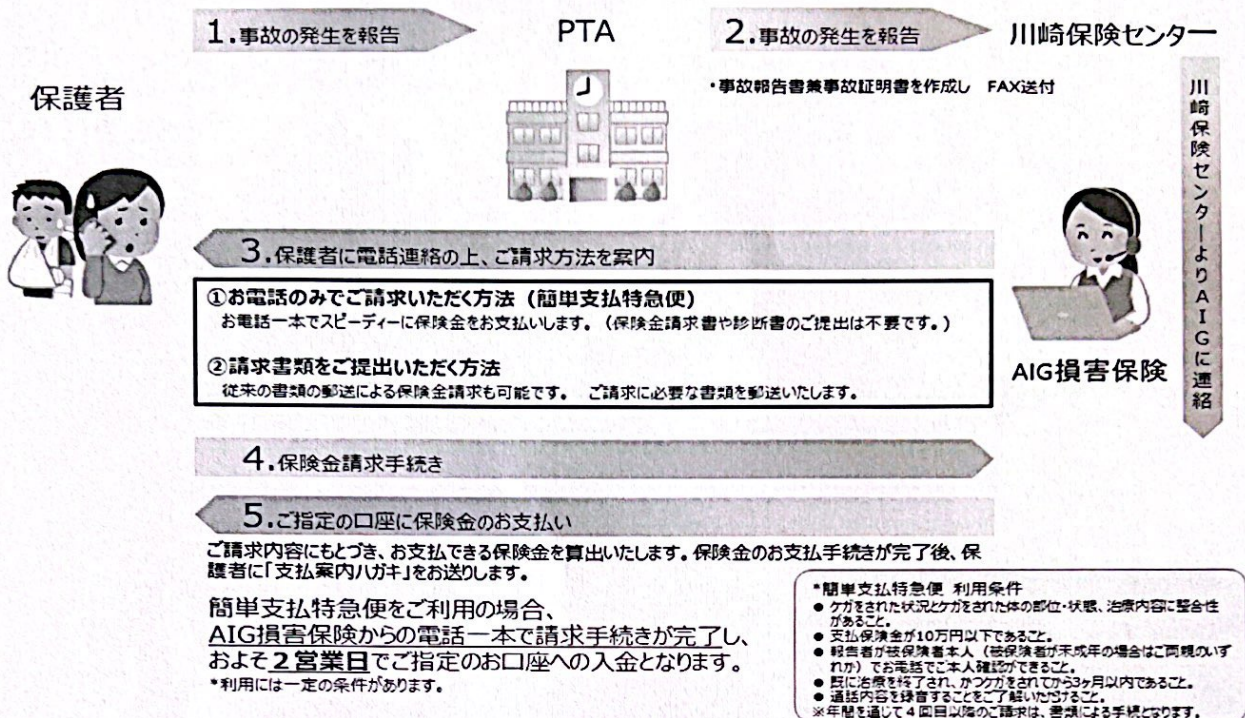
(6) 傷害保険の補償対象者（被保険者）

- ① PTA会員（保護者・教職員）、児童・生徒
- ② PTA会員の同居の親族（兄弟・祖父母・活動に同伴する未就学児も対象）
(例) 児童の母の代理で、同居の祖母がPTA集会に出席した場合
- ③ PTAが事前に行事に参加を認めた方
(例) PTAが事前に参加を認めた近所の方が防犯パトロールに参加の場合

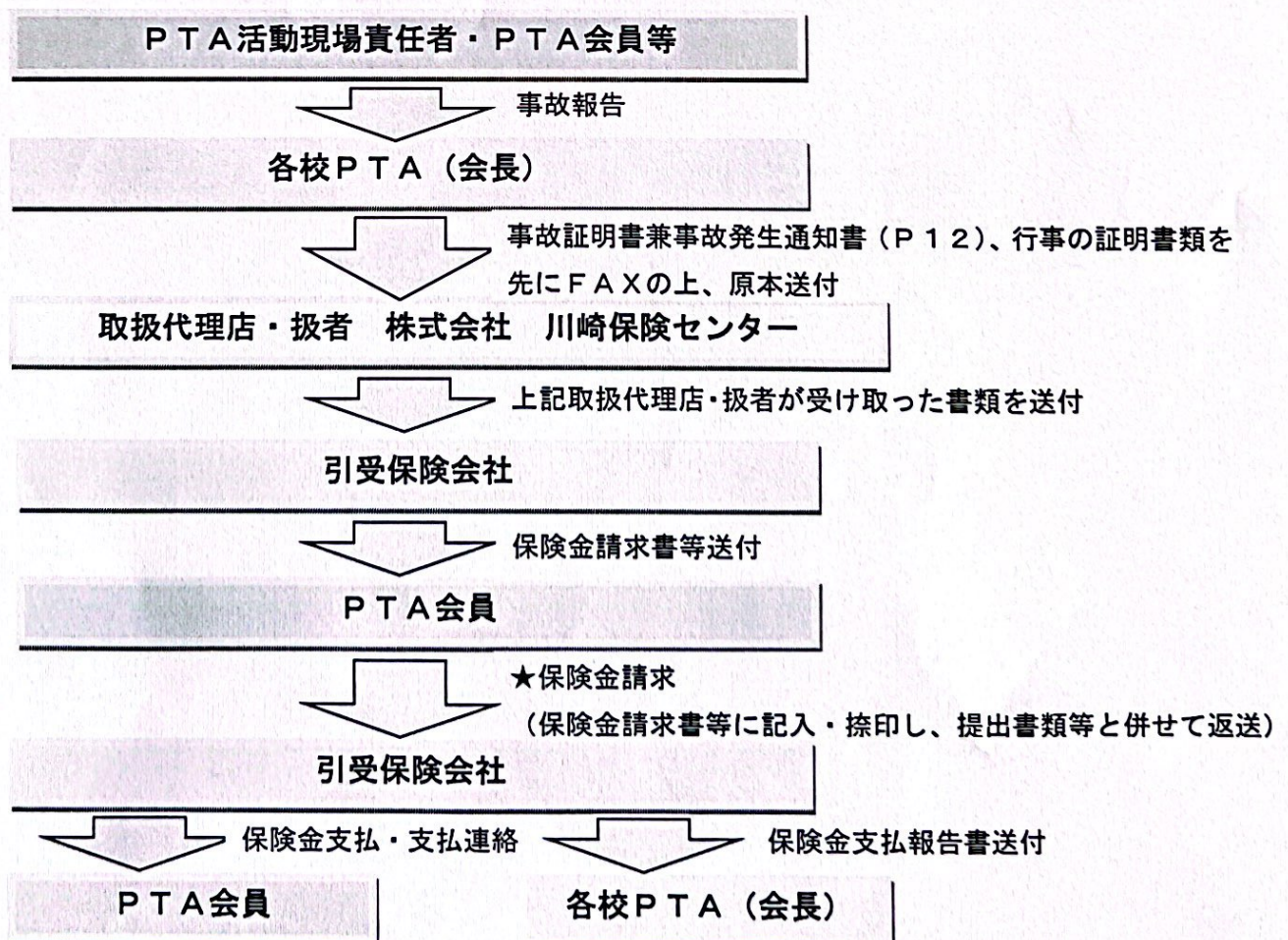
なお、PTAが他団体との共同開催の場合、他団体所属の方は補償の対象外となります。

2. 事故発生時の対応

(1) おケガの事故報告・保険金請求手続きの流れ (P 団かんたん請求の場合)



(2) 賠償の事故報告・保険金請求手続きの流れ



★保険金請求について

＜傷害事故の場合＞

本人が保険金請求手続きを行い、保険金支払いは本人への支払いとなります。

＜賠償事故の場合＞

各校PTAが保険金請求手続きを行い、引受保険会社が各校PTAへの示談等で相手と合意を得た後、「保険金支払い指図書」指定の口座への支払いとなります。

※保険金請求者が事前にPTAが参加を認めた方の場合にはP13の名簿とP14をP12と併せてご提出ください。

(3) 提出書類

ページ	書類名	提出先	提出期限
12	事故証明書兼事故発生通知書（様式1） 行事を証明する書類 ※1	取扱代理店・扱者 (株)川崎保険センター	事故発生後 30日以内
13	PTA行事事前登録用参加者名簿 ※2 （様式2）	同上	ページ12と同時
14	出席事前通知書 ※2（様式3）	同上	ページ12と同時

※1：総会資料、開催案内等

※2：対象者が事故後にご提出ください。

なお、上記以外にもご請求の内容により別途診断書の提出をお願いする場合がございます。

3. Q & A と事例

(1) Q & A

Q 1. ボランティアの事前登録はどのようにしたらよろしいですか？

P12 を参照もしくはご使用頂き、各校 PTA に「PTA 行事事前登録用参加者名簿」を保管ください。事故発生時はコピーを提出ください。

Q 2. 加入申込後の転入・転出の扱いはどのようにすれば良いのでしょうか？

PTA 団体傷害保険について、全員付保方式（準記名方式）の場合は、転入・転出に伴う手続きや追加保険料や返還保険料はございません。任意付保方式（記名式）の場合は、転入に伴う被保険者追加の場合のみ手続きと追加保険料が発生しますが、転出に伴う手続きや返還保険料はございません。

PTA 賠償責任保険について、確定方式の場合は保険期間中での転入・転出に伴う手続きはございません。

Q 3. 傷害事故で自宅から PTA 行事の活動場所までの往復途上の事故を含むとは、どの範囲まで良いのでしょうか？

自宅と行事の活動場所の通常経路（合理的と判断される経路）の途上で発生した事故が補償の対象となります。

Q 4. 学校行事と PTA 行事の関係はどのように区別したらよろしいのでしょうか？

学校行事と PTA 行事は活動主体が異なり、当該補償制度の対象は PTA 活動中となり、通常の学校行事は対象なりません。しかし、学校行事でも PTA が参加する行事は補償対象となります。この場合、学校長と PTA（共催者）会長の連名で行事の案内状が出されていることが必要です。また、入学式、卒業式のように学校主催の場合でも、次の Q5 の回答に記載の通り対象となる場合がございます。

Q 5. PTA 主催でない行事に PTA として参加する場合は補償対象となりますか？

以下補償対象となる主な場合になります。

- ① 市町村や教育委員会から PTA 会長または PTA から代表 3 名の出席要請を受ける等 PTA を代表して参加する場合
- ② PTA 会長職と他団体の役職を兼務しているが、他団体の行事に PTA を代表して PTA 会長として参加する場合
- ③ 体育協会、自治会、青年団、女性団体等の企画のスポーツ大会、レクリエーション大会で PTA の意思により参加する場合

（例）PTA の母親で編成のバレーチームが、PTA 会長承認等で PTA 活動の意思決定がある場合

Q 6. 他の保険や見舞金制度との関係はどのようになりますか？

傷害事故の場合は、他の保険の有無や他の見舞金制度に関係なく保険金の支払対象となりますが、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる事故は対象外となります。

Q 7. 熱中症も補償されますか？ 補償されます。但し、確認のため必ず「診断書」の取得が必要となります。

Q 8. 補償対象者（P5 記載）の「同伴する同居の未就学児」が対象となる事故とは？

例えば、PTA 会員が同居の幼稚園児を自転車の後部座席に乗せ、PTA 主催の防犯パトロールに参加した際、誤って幼稚園児の足が自転車のタイヤに巻き込まれケガをしてしまった場合等。

Q 9. PTA と他団体等の共催行事で、他団体の会員は傷害保険の対象となりますか？

他団体の所属者は補償の対象外です。但し、他団体に所属する方が PTA 会員でもあり、他団体の活動で PTA 会員の立場で参加する場合に補償の対象になります。（PTA 会員であっても、同好の人が自由意思で編成したチームは対象外です。）

Q 10. 賠償保険金はどのような場合に支払われるのでしょうか？

PTA 活動の遂行が起因で生じた偶然な事故により、①他人にケガを負わせてしまった場合、②他人の財物を壊してしまった場合、③PTA が使用、管理する第三者から借用した用具等を PTA 行事に参加中の被保険者が損壊・紛失もしくは盗取された場合に PTA が法律上の損害賠償責任を負担する場合に補償します。

Q 1 1. 賠償責任保険は相手の損害額が全て補償されますか？

事故状況等によりますが、相手との過失割合(責任分担)が発生するケースもあり、保険のお支払いもその責任割合に応じた形になる場合もございます。

Q 1 2. 保管物賠償の補償対象は具体的にどのようなになりますか？

第三者からの借用物はPTA管理下(PTA活動中)にある間を補償するもので、原則としてPTAが団体として使用することを目的とし、借りた時点から第三者に返却するまでの間が対象となります。但し、PTA会員の返却者が返却し忘れ、自宅保管の際の事故等は対象となりません。また自動車での輸送中の事故による破損など、自動車、車両(原動力が専ら人力であるもの除く)等の所有・使用・管理に起因する事故も対象となりません。

Q 1 3. PTAが部活動の補助を行う場合、傷害保険の対象となりますか？

PTA活動として、部活動の補助(引率等)を行う場合、下記の要件が必要となります。

- ① PTA活動として企画・立案されていること。(総会資料・会則等にPTA活動として明記されていること)
- ② 部活動の補助活動の実態がPTAによって管理されていること。(会員名、役割、活動記録などが書面で管理されていること)上記に限らず、客観的な事実として部活動の補助がPTA活動として広く認められており、その活動中に起きた事故によって、PTAがケガをされた場合に補償の対象となります。(注：児童・生徒の部活動中のケガは学校管理下にあたり、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の補償対象です。)

※Q10、Q11、Q12の賠償責任保険や保管物賠償の補償は、オプションプランをセットした場合の補償です。

(2) 事例

詳細・ご不明な点等ございましたら取扱代理店・扱者または引受保険会社までご相談ください。

●補償対象となる事例

<傷害補償>

	事例
①	自宅からPTA役員会に出席するため学校へ向かう途中※、自転車同士で接触し転倒。
②	PTA役員会終了後、PTAルームの掃除当番で清掃作業中に濡れた床で滑って転倒。
③	PTA主催の父母対象のバレーボール部活動中にスパイクを打って着地した際に足首を捻った。
④	PTA主催の祭りで、輪になってインディアカの羽根をついていたところ、羽根の先が目に入った。
⑤	学校の運動会の保護者参加競技にPTA代表として出場し、転倒して手首を骨折。
⑥	PTA主催バレーボール大会で自校PTA代表として出場し、試合中でブロックの際に膝を負傷。
⑦	PTA主催の高校見学会に参加中、雨で濡れた廊下で転倒し首と手首を負傷。
⑧	PTA主催の資源回収活動に参加中、回収車（トラック）の荷台から降りる際に足首を捻挫。

※賠償補償については、自宅からPTA活動場所までの往復途上の事故は対象外となります。

<賠償補償>※オプションプランのみ

	事例
⑨	PTA主催で除草作業活動中、誤って切断した木枝が学校に隣接する会社の電線に引っかかり切断。
⑩	PTA主催の祝賀会で、PTAが近所の方から借りた花瓶をPTA役員が誤って転倒させ破損。

●補償の対象外となる事例

<傷害補償>

	事例・（補償対象外となる）理由
①	学校の運動会に子供の応援の為だけに来られていた保護者の方が転倒し負傷。 <理由>運動会自体は学校行事で、PTAの代表や役割としての手伝いや保護者競技参加ではないため。
②	学校の部活動に参加中に生徒がケガをした。 <理由>PTA活動中ではないため。なお、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象となる可能性もありますので、加入有無を含め学校等に確認ください。
③	学校の部活動の遠征試合の際、生徒の引率をしていた保護者の方がケガをした。 <理由>PTA活動中ではないため。

<賠償補償>※オプションプランのみ

	事例・（補償対象外となる）理由
④	通常授業出席のため学校へ登校中、児童が誤って路上駐車車の車に傷をつけた。 <理由>PTA活動中ではないため。また、賠償補償ではPTA活動への「行き帰り」は対象外です。
⑤	学校の記念式典及び祝賀会の際、PTAがお預かりした来賓の靴を紛失した。 <理由>PTA保管の財物でも、借用物（PTAが自ら使用する為に第三者から借りた物）以外の「紛失・盗難」は賠償保険の補償対象となりません。

4. 引受保険会社・取扱代理店・扱者について

引受保険会社

A I G 損害保険株式会社
横浜支店

〒222-0033

横浜市港北区新横浜 2-4-19
富士火災横浜ビル 8階

TEL: 045-277-3110 (代)

受付時間: 午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

FAX: 045-476-8175

取扱代理店・扱者

株式会社 川崎保険センター

〒212-0053

川崎市幸区下平間 214-1
フロール川崎下平間 2-107

TEL: 044-520-9771 (代)

受付時間: 午前9時から午後6時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

FAX: 044-520-9772

5. 個人情報の取扱いについて

団体（保険契約者）は、事故証明書兼事故発生通知書・PTA 行事事前登録用参加者名簿・出席事前通知書に記載された個人情報を当該補償制度の引受保険会社に提供します。

引受保険会社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 引受保険会社の業務に関する情報提供および業務運営、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（引受保険会社代理店を含む）へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、次のホームページをご覧ください。AIG 損害保険株式会社 (URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)